

「毒物劇物取扱者 オリジナル問題集 改訂新版」正誤表

初版 第 1 刷

本書の以下の部分に誤りがありました。ここに訂正するとともに、ご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

(2025 年 7 月 22 日更新)

p.42 問題 15 の解答

誤	解答 1、3、5	
正	解答 1、3	5 を削除

p. 43 問題 15 の解説文の最後に追加

誤	4) の店舗の移転の場合は、再登録できます。
正	4) の店舗の移転の場合は、再登録できます。5) の場合は、登録した品目の製造または輸入を廃止した場合に限り、正解となりますが、問題文に明記していないため誤りです。30 日以内に届出ではなく、あらかじめ登録の変更を受けなければなりません(法 9 条)。

p. 217 問題 31 上から 5 行目

誤	塩素酸ナトリウムに限らず、
正	塩素酸カリウムに限らず、

(2025 年 7 月 3 日までの正誤表)

修正 p.42 問題 12 選択肢 3)

以下のように、問題文の修正をお願いいたします。

修正前	起算して2年を
修正後	起算して 3 年を

修正 p.43 問題 12 3) の解答

以下のように、解答の修正をお願いいたします。

修正前	3) ×
修正後	3) ○

修正 p.43 下から 3 行目

以下のように、解説文の修正をお願いいたします。

修正前	3) は、2年ではなく3年です。
修正後	上記の文を削除

p.47 上から 1 行目

誤	『毒物劇物営業者は、左の各号の一に該当する場合には、30日以内に、製造業又は輸入業の登録を受けている者にあつてはその製造所又は営業所の所在地の都道府県知事を経て厚生労働大臣に、販売業の登録を受けている者にあつてはその店舗の所在地の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。
正	『毒物劇物営業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、30 日以内に、その製造所、営業所又は店舗の所在地の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

技術評論社 書籍編集部